

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年5月10日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴志

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号
第10024号
- (2) 業務名
窓口業務委託
- (3) 業務概要
免許関係事務及び自動車保管場所関係事務
- (4) 履行期間
令和6年7月1日から令和7年6月30日まで
- (5) 入札方法

免許関係事務及び自動車保管場所関係事務ごとの総価による。郵送、配送その他の方法による入札は認めない。落札決定に当たっては、入札書に記載された種別ごとの金額（単価）の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）（1円未満の端数があるときは小数点第5位以下を切り捨てる）を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における競争入札参加資格の「一般業務の委託」に係る資格を有する者であること。
- (3) 入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 窓口における各種申請の受付業務及び更新等通知発送業務に関する事務を行うために必要かつ適切な組織、設備・資機材、経理的基礎及び能力を有する者が置かれていると静岡県公安委員会が認めるものであること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

公告の日から令和6年5月16日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

静岡市葵区与一六丁目16番1号

静岡県警察本部交通部運転免許課

(3) 交付方法

上記(2)の場所において無料で交付する。

4 入札者参加資格確認資料の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認資料を提出しなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和6年5月17日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで。最終日は午後4時まで）

(2) 提出場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部（県庁別館）16階 総務部会計課

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年5月30日（木） 午前10時30分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部（県庁別館）10階 第一会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

免許関係事務及び自動車保管場所関係事務ごとに設定する予定価格の制限の範囲内であり、種別ごとの単価に予測件数を乗じて得られた額を合計した額で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この入札に係る照会窓口

ア 入札・契約に関すること

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係（電話番号054-271-0110 内線2243）

イ 業務内容に関すること

(7) 免許関係事務

静岡県警察本部交通部運転免許課運転免許管理係（電話番号054-271-0110 内線755-322）

(1) 自動車保管場所関係事務

静岡県警察本部交通部交通規制課規制係（電話番号054-271-0110 内線711-5175）

(3) 本契約は、長期継続契約とする。

(4) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせる場合、全ての下請負者（再受託者）に労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。